

○ 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例

平成16年7月7日

条例第247号

(設置)

第1条 市における健康と福祉のまちづくりの推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。

- (1) 健康づくりの増進に関すること。
- (2) 高齢者福祉の向上に関すること。
- (3) 障害者福祉の向上に関すること。
- (4) ひとり親家庭等の支援に関すること。
- (5) 地域福祉その他健康と福祉のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉又は医療に関する機関の関係者
- (2) 福祉団体の関係者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうち職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員のうちで互選する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 会長及び部会長は、審議会及び部会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康長寿福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月5日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日条例第57号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日条例第16号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○ 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員名簿

審議会	部 会	氏 名	備 考
会 長	高 齢 者 福 祉 部 会	部 会 長	上田 誠 北丹医師会 会長 京丹後市介護認定審査会 副会長
		副部会長	仲原 裕司 京丹後市福祉サービス事業者協議会 事務局長 高齢者総合福祉施設海山園 施設長
			糸井 成人 京丹後市区長連絡協議会 幹事
			鬼束 良子 京都府在宅保健師の会 会員
			小森 明美 京丹後市老人クラブ連合会 副会長、女性委員長
			谷口 由香里 京都府介護支援専門員会 丹後ブロック 会員 いちがお園在宅介護支援センター 管理者
			藤村 信行 京丹後市シルバー人材センター 事務局長
副会長	障 害 者 福 祉 部 会	部 会 長	小谷 美紀 京丹後市自立支援協議会 会長 障害者生活支援センター 結 管理者
		副部会長	山添 博史 京丹後市自立支援協議会 副会長 京丹後市障害者団体連絡協議会 事務局長
			小牧 裕昭 精神保健福祉士
			志月 友美 障害者就業・生活支援センター こまち センター長
			土出 尉恵 京丹後市社会福祉協議会 福祉課長
			和田 直子 京丹後市障害者団体連絡協議会 理事
			渡邊 明子 障害者地域生活支援センター もみの木 施設長

※ 敬称略、順不同

○ 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定の経緯

時 期	内 容
令和5(2023)年 1月10日～31日	高齢者福祉実態調査(アンケート)の実施 ・ 高齢者本人や介護者の状況・ニーズの把握
5月23日	第1回健康と福祉のまちづくり審議会 ・ 委員委嘱 ・ 会長及び副会長の選任 ・ 健康と福祉のまちづくりの諮問について ① 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定について ② 第4次京丹後市障害者計画及び第7期京丹後市障害福祉計画の策定について 第1回高齢者福祉部会 ・ 部会長及び副部会長の選任 ・ 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定について(概要説明)
6月9日 ～26日	介護サービス事業所運営法人に対してアンケート調査を実施 ・ 市内の介護事業所の現状と今後の事業展開を把握
7月6日 ～26日	特別養護老人ホーム等運営法人を中心にヒアリングを実施 ・ 事業所の状況などについて、より詳細に把握
8月30日	第2回高齢者福祉部会 ・ 第8期京丹後市高齢者保健福祉計画の進捗状況について(報告) ・ 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画(骨子案)について(検討)
10月18日	第3回高齢者福祉部会 ・ 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画(素案)について(検討)
12月6日	第4回高齢者福祉部会 ・ 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画(中間案)について(検討)
12月21日～ 1月16日	第9期京丹後市高齢者保健福祉計画(案)に対するパブリックコメント (市民意見の募集)を実施
令和6(2024)年 1月24日	第5回高齢者福祉部会 ・ 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画(案)について ・ 介護保険料について 第2回健康と福祉のまちづくり審議会 ・ 健康と福祉のまちづくりの諮問に対する答申(案)について ① 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画(案)について ② 第4次京丹後市障害者計画及び第7期京丹後市障害福祉計画(案)について
2月1日	健康と福祉のまちづくりの諮問に対する答申 ・ 審議会での審議結果を報告

第9期京丹後市高齢者保健福祉計画

発行年月：令和6（2024）年3月

発行：京丹後市 健康長寿福祉部 長寿福祉課

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL：(0772) 69-0330

FAX：(0772) 62-1156
